

## 令和4年度 扶養家族の状況確認調査および住所確認の実施要領

### 1. 調査対象者〔(1)(2)の被扶養者を有する被保険者〕

(1) 状況確認調査…令和4年8月10日現在在籍する生年月日が平成15年4月1日以前(本年度末20歳以上)の被扶養者

(2) 住所確認…被保険者および調査票に印字されている被扶養者

※令和4年8月12日以降に減少手続きを行った扶養者は、調査対象として印字されていますので、備考欄に「減少手続済」とご記入ください。

### 2. 調査内容

扶養家族の令和3年分および令和4年分(見込み)の収入および住所について回答願います。また、収入のある方は源泉徴収票等(写)や学生の方は在学証明書等の添付書類(写)が必要となりますので、詳細については所属長あてに送付したメール及び健保HPの「調査票記入例」および「添付書類確認表」を参照願います。

住所は印字されている住所に相違がないか確認をお願いいたします。相違がある場合は朱書で訂正をお願いいたします。

### 3. 調査票配付・提出

8月下旬に所属長から個人別に窓付き封筒に入れ配付いたしますので、必要事項を記入ください。調査票は添付書類(写)と一緒に配付時の窓付き封筒に封入し、糊付けをして所属長へご提出くださいますようお願いいたします。

(※配付時の窓付き封筒に入らない場合は、別封筒に封入して下さい。)

### 4. 調査票提出締切日

**令和4年9月16日(金) 所属長へ提出**

### 5. 新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の収入確認の特例措置について

現在、新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止するため、例年になく対応として、短期集中的にワクチン接種が行われております。こうした事情を鑑み、ワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認について、特例措置が厚生労働省から発出されました。

詳細につきましては健保HP (<https://hokuden-kenpo.or.jp>) のお知らせに掲載しておりますので、扶養認定の継続・減少など必要に応じて適切な手続きをお願いいたします。

■特例措置について

特例措置の概要	ワクチン接種業務に従事したことによる給与収入は扶養認定限度額（年収130万円未満）に算入しない（60歳以上および障がい者の方は180万円未満）。
対象者	ワクチン接種業務に従事する医療職 （医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士および救急救命士）
対象となる収入	ワクチン接種業務に対する賃金（令和3年4月～令和4年9月末）

今年度調査の提出書類につきましては、別紙「添付資料確認表(医療従事者)」をご確認下さい。また、令和5年度状況確認調査時も令和4年分の申立書および給与明細等内訳が分かる書類のご提出が必要となりますので、保管いただきますようお願いいたします。

6. 住所確認について

被保険者および、調査票に印字されているすべての被扶養者の住所をご確認ください。

内容を確認していただき、相違がある場合は**朱書で訂正**願います。

住民票住所欄は被保険者・被扶養者ともに住民票住所が印字されていますので、相違がある場合は訂正してください。現住所欄は住民票住所と同じ場合はチェックボックスにチェックを入れ、相違がある場合は、現在居住の住所を記入してください。

（印字住所について）被保険者の住民票住所は事業主にて登録されている8月5日現在の「住民税納税地」を住民票住所として印字しています。また8月12日以降に異動届が受付され、増加となった被扶養者は調査票に印字しておりません。来年度の調査時に住所確認を行います。

住民票には部屋番号を登録していないが、調査票に印字されている場合につきましては、郵送物送付の際に使用しますので、部屋番号の削除は不要です。

7. 留意事項と令和3年度状況確認調査結果について

(1) 収入について

1月～12月の収入額が扶養限度額の130万円以上（60歳以上の方および障害年金を受給している方は180万円以上）となる場合は扶養の対象になりません。減少届の提出が必要になります。

収入の種類	注 意 点
<b>給与収入</b>	健康保険では非課税通勤費も収入に含みます。 雇用保険等は控除せず、控除前の総支給額を収入とします。 また、年収が130万円未満であっても収入月額が継続的に10万8,334円以上になる場合は減少届の提出が必要です。
<b>失業保険</b>	受給した金額全てを収入とします。 ※失業保険の日額が3,612円以上の場合、および3,611円以下であってもその年の収入と合算すると130万円以上になる場合は、受給期間中扶養に入ることは出来ません。
<b>年金収入</b>	遺族年金、障害年金も収入となります。
<b>他 収 入</b>	事業収入、不動産収入、一時所得（株配当・相続等）も収入となります。

※上記以外でも収入となるものがあります。詳細につきましては健康保険組合までご確認ください。

(2) その他注意点

- \* パートまたはアルバイト収入があり、源泉徴収票の支払金額は130万円未満であったが、非課税通勤費の支給があったため、通勤費を加算した結果130万円以上となり減少となった。(健保組合では通勤費も収入に含めます。扶養限度額を超過後に判明した場合は遡って減少手続きを行うこととなります。)
- \* 就職して他の健康保険の資格を有しているにも関わらず、減少届の提出がされていなかった。(雇用期間が短期間であっても減少手続きが必要です。)
- \* 別居している扶養家族へ送金していなかった。または送金額が扶養家族の収入より少なかった。(送金額が扶養家族の収入を下回る場合は「被保険者≠主たる生計維持者」となり、扶養と認められません。)

(3) 資格喪失後に保険証を使用した場合

当健康保険組合の資格を喪失したにも関わらず病院で受診した場合は、医療費の遡及精算をさせていただきます。**減少届提出もれが判明した場合は、事由発生日に遡って減少となり、それ以降の受診が精算の対象となりますのでご注意ください。**また、被扶養者の方がすでに退職されている場合でも、資格取得日に遡って減少となり精算が発生します。

(4) 参考 (令和3年度調査結果件数)

調査対象者 (被保険者)	3, 031名	調査・指摘等により減少手続き	26名
(被扶養者)	3, 588名	医療費負担の精算を行った者	

～提出先および問い合わせ先～

〒060-0042 札幌市中央区大通西3丁目11番地 北洋ビル10階  
北海道電力健康保険組合

担当：南、孫田、松尾 (専用回線：80-2588) / (NTT：011-251-4237)

Mail：h-kenpo@hepco.co.jp